

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物収集運搬 及び処理役務	SR-Z000017	
	作 成	平成26年11月28日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	白老弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、白老弾薬支処において発生した産業廃棄物の収集運搬及び処理について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 一般的要求事項

2.1 処分の種類及び数量

対象産業廃棄物の数量、場所、期間などの一般的要求事項は調達要領指定書によって指定する。

2.2 収集運搬方法

積み込み運搬については、契約相手方の責任において行う。

2.3 契約相手方の負担

作業に必要な器材・用具及び消耗品は、契約相手方の負担とする。

2.4 処理基準

処理基準は、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別産業廃棄物を除く）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

c) 契約業者は、産業廃棄物が原型をとどめないように、また表示が判読できないように、解体・切断・破碎・焼却等の処理を実施するものとする。

d) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）（以下、管理表という。）の処理は、法第12条3で定めるところによる。

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本契約終了後、検査官に管理票（E票）を速やかに提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 輸送

輸送にあたり脱落防止及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。

4.2 提出書類等

契約の相手方は、次の書類を作成し、提出するものとする。

- a) 産業廃棄物収集運搬許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写しを契約担当官に提出する。
- b) 契約の相手方は、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに受領印を押印した管理票（B2・D・E）を作成し、契約担当官へ提出するものとする。
- c) 処理工程の着手前、処理中及び処理後の写真（サービス版以上の写真及びネガ、又は1600×1200ピクセル以上の解像度の画像をA4サイズ用紙に印刷したもの）を提出するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関して疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	補 調 要 - 7
	調 達 要 求 番 号	3MEU1CF0002
	調 達 要 求 年 月 日	令和 年 月 日
	作 成 部 課	白老弾薬支処 補給科
	作 成 年 月 日	令和 年 月 日
品 名	産業廃棄物収集運搬及び処理役務	
仕 様 書 番 号	SR-Z000017	
指定事項		
1 種類及び数量等		
廃プラスチック類	重 量 計 (kg)	15,159.9
	容 積 計 (m ³)	61.5
2 場 所 白老弾薬支処 (野外堆積場)		
3 期 間 入札日～令和6年3月29日 ※検査官に検査票(E票)を提出し役務完了の確認を受けるまでの期間 (但し、産業廃棄物処理法に基づき、管理票交付後180日以内とする。)		